

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 23 年 11 月 9 日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所長 足達 正明

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 平成 23 年度 A 重油購入 (その 18)
購入予定数量 : 90,000 [リットル/2 ヶ月]
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書及び入札説明書等による。
- (3) 納入期間 平成 23 年 12 月 3 日から平成 24 年 1 月 31 日
- (4) 納入場所 沖縄県国頭郡本部町字石川 424 番地
沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所
- (5) 入札方法
 - 1) 入札金額は、1 リットル当りの金額を記入すること。
 - 2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。) をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 3) 原則として当該入札の執行において入札執行回数は 2 回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令 (以下「予決令」という。) 第 99 条の 2 の規定に基づく随意契約には移行しない。

2. 競争参加資格

- (1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 22・23・24 年度競争参加資格 (全省庁統一資格) において、「物品の販売」のうち、入札時まで「燃料類」で「A、B、C 又は D」の等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
競争参加資格を有しない者であっても、競争参加資格確認申請を行うことができるが、この場合、開札の日時までに競争参加資格の認定を受けなければならない。(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (上記 (2) の再認定を受けた者を除く。) でないこと。
- (4) 資料の提出期限から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 (昭和 60 年 8 月 6 日付総会計第 642 号) に基づく指名停止を受けていないこと。

- (5) 受領期限までに仕様書及び入札説明書の受領を済ませ、かつ提出期限までに競争参加資格確認申請書を提出していること。

3. 担当部局

契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒905-0206 沖縄県国頭郡本部町字石川 424 番地
国営沖縄記念公園事務所 総務課 総務係
電話 0980-48-3140 (代表)

4. 仕様書及び入札説明書の交付方法

- (1) 本公告の日から上記3の場所にて交付する。
(2) 仕様書及び入札説明書の受領期限
平成23年12月1日(木) 17時15分

5. 競争参加資格確認申請書の提出

- (1) 競争参加資格確認申請書を提出できる者の範囲
競争参加資格確認申請書を提出する時において、上記2.(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けている者。
(2) 競争参加資格確認申請書の提出期限並びに提出場所及び方法
平成23年11月17日(木) 17時15分まで 上記3に同じ。
持参又は郵送(書留郵便に限る。締め切り日必着)により提出すること。
(3) 提出書類
a) 競争参加資格確認申請書
b) 平成22・23・24年度競争参加資格審査結果通知書(写)
c) 参考見積書(1リットル当りの金額)

6. 入札書の提出等

- (1) 入札書の受領期限 郵送の場合 平成23年11月30日(水) 必着
持参の場合 平成23年12月1日(木) 11時00分
(2) 開札の日時及び場所 平成23年12月2日(金) 11時00分
沖縄県国頭郡本部町字石川 424 番地
国営沖縄記念公園事務所 総務課

7. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金 免除
(3) 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
(4) 契約書又は請書作成の要否 要
(5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(6) その他 詳細は入札説明書による。